第 12 回懇談会（H29.8.8）の振り返り（各委員の発言から抜粋）

第 11 回懇談会振り返り
・修正なし

●今後のスケジュール等について

①日程
・５回追加開催。
・第 15 回（10 月）、第 16 回（11 月）、第 17 回・第 18 回（１月）、第 19 回（３月）
≫第 14・15 回　…これまでの方向性の定まっていない事項確認
≫第 16 回　　　…総則、前文、基本原則の議論
≫第 17・18 回　…骨子案の素案について議論
＜２月　パブコメ、市民意見交換会、ワークショップ＞
≫第 19 回　　　…市民意見・ワークショップ後の市民意見反映内容について議論

②２月の「パブリックコメント、市民意見交換会、ワークショップ」について
・何を目的にどういうやり方で行うことを想定しているのか不明確であるので、その点を明確にして、目的に合った手法を選択して行う。
・市民意見を聞いてから、骨子を固めるまでの期間が短いと、ただ聞いたという証拠づくりだけになってしまうのではないか。市民意見聴取後に、意見を踏まえての検討の期間をしっかりととるべきではないか。

⇒市民意見の反映については、懇談会を１回で想定しているが、必要に応じて２回、３回と懇談会の回数を増やし、市民意見をしっかりと反映した骨子案となるようにする。

Ⅳ市長等の責務
・行政の活動というものは、全て法律に書かれていることだけではなく、かなりの裁量の幅があり、自由度が大きい。それら法的拘束力がないものに条例をどこまでリンクさせ、縛っていくのは難しい。
・市長選の際のマニフェストを出すことについて、規定しない方が良い。単一事項の選挙ではないし、当選した市長はマニフェストをやることが義務で、それに反対する方がおかしいというように、マニフェストが絶対化してしまう危険がある。
・市民自治を促進する目的で考えると、市政運営方針を定めるというのは、マニフェストでなくて良い。方針はしっかり出し、達成状況を報告するという、情報公開をしっかり進めれば良い。
・現在、本市では、市長就任時に４年間の施政方針を示し、毎年の予算の時に施政方針を

立てており、その中で掲げている主要な施策については決算の時に成果を示している。これらを条例の中に明文化してもいい。

・表現は「役割」ではなく「責務」とする。

・市長というのは、全体的な総合調整権、予算執行権があり、特質的な権限がいくつかある。地方自治法に規定はあるが、それらをあえて書き込むことで市民にわかりやすく説明することにもなる。

⇒議会基本条例の検討の中でも議会の責務についても書き込むことについて議論がなされているので、市長の権限についても、総合的な表現で、代表権がある、総合調整権があるというような趣旨を記載する。

Ⅴ職員の責務

・職員というのは、基本は市長の補助機関であるので、あえて職員の責務について書く必要はないのではないか。

・武蔵野市の職員は、市外からの通勤者が多いこともあり、地域のことを知っている職員であってほしいという想いもある。責務ではなくとも職員も地域の担い手である自覚をもってほしい。

・市長と職員の関係（職員は市長の補助機関であること）や、職員倫理に基づいてこのように行動することが求められている、職員は市長の監督下にあるということを、市の組織が分かりやすいように記載してはどうか。

⇒職員の責務については「市民の信頼に応えること」「法令、条例の順守」「協働」「自治の実現」を盛り込む。

■コミュニティについて

・武蔵野市の大きな特徴の１つなので入れるべきと考える。

・実際のコミュニティとは、町内会、自治会など択一的なものではなくて、組織と関係なく自然発生的にできているものである。人と人とのつき合い、地域とのつき合いの中でできてきたコミュニティを大事にするのが武蔵野市の姿勢である。

・具体的に規定しすぎてしまうと、コミュニティというものの自由な活動が、逆に型にはまった存在になってしまうことも考えられるので、定義づけはあまりしなくてもいいのではないか。

・コミュニティは市民生活の基礎単位であって、行政組織の一単位としての町内会に戻ることは避けてほしい。

⇒「武蔵野市は、コミュニティを市民生活の基礎単位と位置づけ、市民による自主参加・自主企画・自主運営の原則に立った自律的・自発的なコミュニティづくりを目指す」というような記載。詳細はコミュニティ条例で定める。

○　自治基本条例における「市長の責務」の論点と考え方の選択肢

(1)　市長の責務について、明示的な規定を行うかどうか。

ア　市長の責務について明示的に規定する。(10/11)
イ　市長の責務について明示的に規定しない。(1/11)

(2)　市長の「責務」という表現をどうするか。

ア　責務　(9/11)
イ　役割　(2/11)

(3)　市長の責務（役割）としての記載内容（どこまで記載するのか）

ア　自治の発展・推進　(5/10)
　ア－２　自治の発展のための区民に対する学習の機会・場所の提供　(1/10)
イ　市民福祉の向上　(2/10)　cf. 地方自治法第２条第14項
ウ　公正・誠実な事務の執行　(7/10)
エ　新たな行政課題への対応　(2/10)
オ　市民ニーズの把握　(3/10)
カ　市民への情報提供（公開）・市民との情報共有　(2/10)
　カ－２　毎年度、市政運営方針を定め、その達成状況を報告すること。　(2/10)
キ　組織運営の合理化（執行機関の相互連携）　(6/10)　cf. 地方自治法第２条第15項、180条の４第１項
ク　最少の経費で、最大の効果を上げること（行政運営の効率化）　(7/10)　cf. 地方自治法第２条第14項
ケ　職員に対する適切な指揮監督　(1/10)
コ　職員の能力向上（人材育成）　(3/10)
サ　条例（自治基本条例）の遵守　(3/10)

(4)　市長の権限について、明示的な規定を行うかどうか。

ア　市長の権限について明示的に規定する。(4/11)
イ　市長の権限について明示的に規定しない。(7/11)

(5)　市長の権限としての記載内容（どこまで記載するか）

ア　自治の発展（運営）(2/4)　cf. 地方自治法第１条の２第１項
イ　市民福祉の向上 (2/4)　cf. 地方自治法第２条第14項
ウ　市を代表すること。(3/4)　cf. 地方自治法第147条
エ　市全体の総合調整権 (1/4)　cf. 地方自治法第180条の４第１項

オ　議案の提出、予算の調製、市民税の賦課徴収等の地方自治法第149条に定める権限（2/4）

(6)　「市長の設置」について、あえて規定を設けるかどうか。

cf. 地方自治法第17条、第139条第２項、第147条

ア　「市長の設置」について、あえて規定を設ける。　（3/11）

イ　「市長の設置」について、規定を設けない。　（8/11）

(7)　主体（主語）となるのは、「市長」、「市」、「執行機関（市長等）」のいずれが適切か。

ア　「市長は」を主語にする。

イ　「市は」を主語にする。

ウ　「執行機関（**市長等**）は」を主語にする。

○　自治基本条例における「職員の責務」の論点と考え方の選択肢

(1)　職員の責務について、明示的な規定を行うかどうか。

ア　職員の責務について明示的に規定する。（9/11）

イ　職員の責務について明示的に規定しない。（2/11）

(2)　職員の「責務」という表現について

ア　責務　（6/9）

イ　ア以外　（3/9）

(3)　職員の責務としての記載内容（どこまで記載するのか）

ア　公正・誠実・能率的な事務の執行　（7/9）

イ　市民の信頼に応えること（市民からの信託の自覚）。　（4/9）

ウ　全体の奉仕者としての自覚（市民本位の立場に立つこと。）　（4/9）

cf. 憲法第15条第２項（全体の奉仕者）

エ　市民との協働の視点に立つこと。　（1/9）

オ　市民の信頼の獲得及び満足度の向上を図ること。　（1/9）

カ　条例（自治基本条例）の遵守　（1/9）

キ　自治基本条例の目的に即した事務の遂行　（3/9）

ク　創意をもって自治の充実（実現）を図ること。　（2/9）

ケ　自治の担い手（市民の一員）であることの自覚　（3/9）

コ　知識、技能等の能力向上　（3/9）

○　自治基本条例における「コミュニティ」の論点に対する考え方の選択肢

(1)　「コミュニティ」について規定を行うかどうか。

ア　「コミュニティ」について規定をする。　(9/11)

※ 文言として「コミュニティ」という言葉を用いていなくとも、内容として「コミュニティ」の概念に近いと思われるものは「規定をする」に分類した。

イ　「コミュニティ」について規定をしない。　(2/11)

(2)　(1)で「規定を行う」とした場合、どのような事項について規定するか。

ア　「コミュニティ」の定義　(5/9)

イ　コミュニティを尊重すること。　(7/9)

ウ　コミュニティに関する施策の推進（コミュニティ活動の支援）　(7/9)

エ　コミュニティ施設（本市におけるコミュニティセンター）の整備　(2/9)

オ　その他

※「武蔵野市は、コミュニティを市民生活の基礎単位と位置づけ、市民による自主参加・自主企画・自主運営の原則に立った自律的・自発的なコミュニティづくりを目指す」